



災害等に関する案内パンフレット作成は

山岡 幹雄議員

近隣自治体の情報収集に努める

保険福祉部長

【目次】	
1	・災害救援物資がほしい ・災害等により住居が被災した ・災害等により死傷・重傷を負った → 災害救援物資の支給 P.1 長興金の支給 P.2,3 災害弔慰金の支給 P.4,5
2	・高額の生活費や住まいを確保したい → 生活費の貸付等 P.6 希望住宅の特定入居 P.7
3	・災害ごみ等の処分をしたい → 災害・火災によって出たごみの処分 PB～10
4	・り災証明書がほしい → り災証明書の交付(火災) P.11 り災証明書の交付(火災以外) P.12,13
5	・子どもの保育を支援してほしい → 保育料の減免 P.14
6	・災害等によってまじった問題について相談したい → 無料相談のご案内 P.15
7	・保険証を焼失・紛失した → 国民健康保険証等の再発行 P.16
8	・印鑑登録を焼失・紛失した ・マイナンバーカードの再発行 → 印鑑の再登録申請 P.17 マイナンバーカードの再発行 P.18
9	・税等の減免について ・国民年金保険料の免除について → 税等の減免・免除申告 P.19 国民年金保険料の免除申請 P.20
10	・上水道・下水道について → 水道の使用中止・開始 P.21 下水道に関する届出等 P.22
11	・電気のライフラインに関する連絡先について → ライフライン事業所の連絡先 P.23

▲他の自治体の災害等被災者支援に関する案内パンフレット

問 自宅が全焼し、近隣に身寄りがない場合、火災被災者が一時的に公共施設を利用できないか。

答 火災被災者に限定した受入れ可能な公共施設はない。

問 災害等被災者支援に関する各種制度の、案内パンフレットの作成はできないか。

答 近隣自治体の状況を踏まえながら、まずは情報収集に努める。

問 赤十字の見舞金もあるが、市も単独で災害見舞金制度ができないか。

答 これまでどおり、火災被災者は日本赤十字社愛西市地区の見舞金で対応する。

問 備蓄食料も食材等選定委員会の立ち上げはできないか。

答 選定委員会を設置する考えはない。

道路管理者の雑草、雑木の管理は

問 市は雑草、雑木の危険箇所についてどのように対応しているか。

答 基本的には隣接する土地所有者や地元町内会等、地域に協力をお願いしている。

問 令和3年4月に民法233条、「竹木の枝の切除及び根の切取り」が改正された。これまで、伸びた枝であれば、その木や竹が植わっている土地の所有者が対応することになっていたが処理が進まなかった。5年4月1日の法改正により、一定の条件を満たす場合、越境された土地の所有者が自ら枝を切ることが可能となった。

答 集落数や認定農用地面積などの要件を満たせば、広域化することは可能だ。市としては、活動組織の広域化及び新規の活動参加について引き続き支援をしていく。

この民法改正を受け、市はどのように対応を検討しているか。

問 田んぼの雑草について、多面的な活動で立田地区は広域で行っているが、佐屋、八開、佐織地区に市の推進で組織化し、雑草の管理に協力依頼できないか。